

# 下田歌子文書(一)

— 翻刻 —

久保 貴子

実践女子大学・実践女子短期大学部図書館に所蔵している「下田歌子関係資料」(『下田歌子関係資料総目録』昭和五十五年三月・実践女子大学図書館、および実践女子大学・実践女子短期大学部図書館ホームページ)の中から『内親王殿下御家庭教育案草稿』(資料1)、『華族女学校第一期卒業証書授与式演説―明治二十二年七月―』(資料2)を翻刻する。

〔凡例〕

- 一、実践女子大学・実践女子短期大学部図書館蔵下田歌子関係資料を底本として翻刻する。
- 二、丁は、墨付を以つて数え、丁移りは「として示し、その下の( )内に丁数を記す。また、表裏は同じ( )内にオまたはウと省略し、片仮名で記す。但し、表紙・見返しの場合

は、その旨を」下の( )内に記し、丁数には含めない。

- 三、翻刻は、原則として底本のままとするが、漢字の旧字体は新字体に改めた。不審の箇所があっても、みだりにこれを改めることはしなかった。

- 四、句読点、読み仮名(ルビ)、踊り字なども原則として可能な限り忠実に活かした。

- 五、本文には所々に加筆訂正がされているが、訂正後の文のみを翻刻した。

【資料1】 出納番号 46

『内親王殿下御家庭教育案 草稿』

一冊。袋綴。二五・二纏×一七・五纏。白色仮紙表紙。外題「内親王殿下御家庭教育」(後人補記、中央に打付ペン書)。表紙右

下にラベルシール貼付（S/コ46）。内題二丁表「内親王殿下御家庭教育に關し<sup>常宮殿下</sup>周宮殿下御養育主任從二位伯爵佐々木高行殿よりの下問に対するの鄙見」。料紙、華族女学校用箋（版心下部に「華族女学校」とある朱罫紙、四周双辺（一八・七糎×一三・〇糎）、有界、每半葉十三行、毎行不定字（「目次」を除き、奇数行に七行書）、前後遊紙なし。墨付六十丁。印記、「実践女子大学図書館印」の長円形単郭朱印（二丁表右下、六十丁裏左下）、六十丁中央下「コ46」印。自筆による丁付の他、抹消箇所、書き入れ等、甚だ多い。記述年次不明（明治二十九・一八九六年頃か）。

なお、「内親王殿下御教育意見 下田歌子」題で、『帝室制度資料 上巻』（伊藤博文公編、金子堅太郎・栗野慎一郎・尾佐竹猛・平塚篤校訂、昭和十一・一九三六年、秘書類纂刊行会）に漢字片仮名表記採録。本資料との主な相違点は、以下のとおりである（該当箇所<sup>19</sup>に注19を付して示す）。

頭書の見出しは、ゴチック体で、その他の書き入れは、【】で示す。見出しの位置は『帝室制度資料 上巻』所収本に拠る。本文及び頭書中の（ ）は、底本のままとした。また、別途料紙を貼り付け、書き入れた箇所や、料紙が切断された箇所などは《》で示す。「目次」と本文中の見出し項目が一致しない箇所があるが、本文のままとした。

19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 注

- 1 内親王殿下御教育意見 下田歌子  
内親王殿下御家庭教育ニ関シ御養育主任<sup>常宮殿下</sup>從二位伯爵佐々木高行殿ヨリノ下問ニ対スルノ鄙見  
以下、「目次」通し項目番号付（い）〜（り）、なし。
- 2 其智育  
其德育
- 3 「同上」、なし。
- 4 其苗ノ長ズルヲ助ケズ  
雄略天皇ノ皇后、日本武尊ノ二妃ノ類
- 5 「同其」、なし。
- 6 「第二期」、なし。
- 7 「学科課程」底本、なし。
- 8 「女子壓制の弊」底本、なし。
- 9 「同」、なし。
- 10 人タラザル可ラズ
- 11 「欠字」、なし。
- 12 「欠字」、なし。
- 13 「欠字又ハ行ヲ改ムベシ」、なし。
- 14 「愛国」、なし。
- 15 「一」読 書 読書科ハワガ国文ヲ解シ、 国語ヲ綴ルヲ以テ  
目的トスルモノニシテ、先ヅ其簡易ナル単語単句ヨリ始メテ  
日用ニ適切近易ナル書牘文、記事文ニ及ボシ、漸次古雅優美  
ナル国文ヲモ読ミ且ツ記スニ至ラシメ奉リ、且ツコレガ助ケ  
タルベキ為ニハ漢文ヲモ加ヘ修メシメ奉ランコトヲ要スベ  
シ。」底本、なし。

内親王殿下御家庭教育案 草稿<sup>注1</sup>

(白紙)

〔表紙〕

〔見返し〕

内親王殿下御家庭教育に關し、常宮 周宮 殿

下御養育主任、從二位伯爵佐々木高

行殿よりの、下問に対するの鄙見<sup>注2</sup>

〔内題〕

歌子謹而、わが 内親王殿下が、御家庭教育の将来、及び、其方法に対する、下問に答へ奉らんとして、爰に、先づ、其の女子教育

〔(二・オ)〕

てふものゝ大要を摘み、次に、本邦従来行ハれ来たりし、皇族、名門女子教育の概略、及び、其現今、行ハれつゝある所の、欧州諸皇室の家庭教育に及ぼし、又わが女子一般の教育将来に期する所を述べ、而て、諸内親王殿下が御教育の将来に於る鄙見を陳述せんとするものなり。何となれば、其目下新たに得る所の、女子教育の方法、いかに、善美なるものありといふとも、先其、古来の習慣

〔(二・ウ)〕

上より来たれる、わが国、女子教育の歴史を

探知したる上ならでハ、決して、其長を取り、短を補ひ、以て完全なる結果を得べき目的を立つることを、得可らざる可ければなり。《以下、料紙貼付》

而て、此事たるや。実にわが 朝、今古未曾有なる、維新の大政後、始めて、新たに、わが 皇室に於る、皇女子教育の方法を規定あらせらるべき、御参考の一たるべければ、或点に於てハ、事、少しく、忌憚すべきもの無きにしも非るべしと雖も、濫りに之を庇曲刪除せんことハ、却而其明を蔽ふの恐れ無きに非るべければ、爰に 歌子が微衷のある所、且其見聞の儘をあらハに録して、閣下の座右に呈せんとす。希くハ、閣下能く之を取捨折衷して、不肖をして、其過ちを少からしめたれなば幸ひ甚しからん。

(白紙)

〔(二・オ)〕

〔(二・ウ)〕

目次

一 教育の要

一 女子教育の精神

一(第一期) 我皇室従来の女子の教育

(い)<sup>注3</sup> 其体育

(ろ) 其徳育<sup>注4</sup>

(は) 其智育<sup>注5</sup>

一(第二期) 同上(儒仏の女子教育に及

ぼしたる影響)

(い) 其徳育上に及ぼしたる仏教

(ろ) 其智育上に及ぼしたる儒学

(は) 其体育の衰へ

(に) 皇女教育の主任者

(ほ) 家庭女師

(へ) 学科課程

一(第三期) 武家の女子教育(女子壓制の弊)

(い) 其徳育(精神教育)

(ろ) 其智育の衰へ

(は) 其体育の発達

一(第四期) 上流女子の精神教育中等以下に

移る

一(第五期) 欧米女子教育風の渡来

一 欧州皇室の女子教育

(い) 母后、ナース、女師、

(ろ) 学科課程

(は) 其体育

(に) 其徳育

(ほ) 其智育

(へ) 内地外国の旅行

(と) 皇女の務め

一 欧米徳育の基礎

一 日本女子教育の将来

一 内親王殿下が御家庭教育

(い) 御養育主任者

(ろ) 御教育主務及び教官

(は) 御体育

(に) 御徳育

(ほ) 御智育

(へ) 御学科

(と) 御就学時間

(ち) 学科以外の御教育

(り) 結論

(白紙)

教育の要

ㄥ(三・ウ)

ㄥ(四・オ)

ㄥ(四・ウ)

ㄥ(五・オ)

抑も、われの所謂教育でふものハ、其まだ知らざるの人、其未だ学ばざるの民を導き、以て、之を教へ之を育つるの意にて、其固より有る所の本然の善を助け、又、其弊習の悪を除き之を除暢改良して、其効果を得し

「(五・ウ)

むべきの謂なるべし。恰も、これ彼の園丁の花を作るに当りて、菊ハ猶、同種属たる菊科の中に於て、こそ之を培ひ、之を養ひ、其色を麗くし、其形ちを大にし、又、其薫りを好くし、【且其、曲れるの枝を切り、縮めるの葉を摘ミ、】而て、能く、菊花が天然の美を、益々、完美ならしめんことを勉むるものなれ。若し夫れ、薔薇花の美を羨み、其花を取りて、菊枝に咲かしめんとし、其香を移して、菊花に薫らしめんとせば、縦令、園丁の

「(六・オ)

妙技、巧みに、造花の巧を奪ひて、偶ま、其変形、奇異の物を出したりとも、菊花ハ、菊花が天然の美の艶麗なるに若ず。且、必や、此法を以て、容易に、一般に、普及し能ハざるべし。故に、園丁が百花を培養するハ、其

方法に於てハ、普く、其良方法を求め、其効果を考究し、以て、益、<sup>(マ)</sup>其花を美ならしむべしと雖も、決して、異種属の花卉を取りて、新

「(六・ウ)

種奇形の物を造らんとするハ実に甚だ不可にして、必ず其の、徒勞に属すべきと一般、教育者が、其兒童を薰陶感化するの注意、応に此園丁の培養法に鑑みざる可らざるなり。況んや、女子教育の如き、殊に、其方法を講ずる、最も、其用意周到ならんことを要す。

#### 女子教育の精神

如何となれば、女子の性質ハ、もと、単純なり、狭隘なり。故に、一旦、物に染り、事に感ずる時ハ、其

「(七・オ)

色、極めて濃厚、深沈にして、之を除去脱却すること、決して容易ならず。<sup>(マ)</sup>されハこそあれ。何れの国に於ても、其教神の觀念の如き、其宗教の思想の如き、女子ハ、必ず、男子よりも、敦厚にして且強固なり。而て、女

子ハ、実に、国の母たり。女子ハ、能く民福を生み、女子は能く国利を長す。<sup>(ママ)</sup>知るべし。彼の廟堂に立ちて、宇宙の

「(七・ウ)

機運を變更し、彼の陣頭に臨みて、万軍の生命を左右するの、英雄俊傑も、皆この、窈窕たる淑女が纖手に抱かれたる、可憐の小兒なることを。凡そ、女子の徳は、温乎たること玉の如く、鬢然たること、恰も、春陽紅霞の棚引けるが如くなるべし。然れども、不幸にして、万一、其逆流に陥ることある時は、

「(八・オ)

凜然たる節操ハ、恰も、冬嶺孤松の秀づるの趣きありて、猛威骨を剥ぐの寒風にも堪へざる可らず。巖峻膚を刺すの氷雪をも忍ばざる可らず。而て、わが朝、従来女子教育の結果として、伝ふる所のものを見るに、其温良玉の如き和徳ハ、畏こけれ共、わが帝室、及び、公家の女流に多く、壮烈刃の如き気節ハ、却て、其幕府武門の婦

「(八・ウ)

人に、少なからざりしが如し。是其、武家ハ、戦乱の際に顕はれたる續多くして、公家

は、大旨治世の時に知られたる事多きにもよるなるべしと雖も、亦別に、徳育、即ち、精神教育の如何に基ふること多きによれるが如し(猶委しくハ、次段に述べん)。如斯、女子ハ、其国利民福を生むの母にして、而て、女子が物を信ずる力、甚だ強く、且

「(九・オ)

固<sup>カタ</sup>きが故に、然も、其慈悲愛憐の情、男子に比べて、殊に最も甚だしきが為に、其慈愛の懐ろに生長する此未来の国民ハ、実に其母の賢不肖に依りて、相消長するものなりといふとも、敢て、不可無かるべし。且、殊に、わが 皇統一系、万世不易、各国無比の御国体に於てハ、上の好む所、下必ず之より甚しきものあり。其、君主の徳の、蒼生

「(九・ウ)

を風靡すること、亦、最も甚しとす。故に、わが 皇室に取らせ玉へる女子教育方針の如何ハ、実に、わが二千余万の女子が将来に影響すること亦誠に、尠からざるべし。而て、前条述ぶるが如く、教育ハ、園丁の花を作るに似て、其培養の方法に於る、自己の長を助けて、他の良を取り、以て、其天然の美をし

て、益々完美

ならしむべし。決して、其苗の長ずるを助く可らず。又、益無しとなして、抜き去る可らず。故に、其方針を規定せんと欲するに当りてハ、先づ、其わが国古来習慣の上に成立ちたる、女子教育の概要を摘述して以て、其古きを温ね、之に加ふるに、今の欧州諸国に於る実例を求めて其新らしきを知り、始めて、能く良師を作り、又能く、良法を定むべきなり。

「十・オ」

「十・ウ」

### 第一期 わが皇室従来の女子教育

#### 其 体 育

謹で、我 朝歴世の史伝を按ずるに、上古<sup>(ママ)</sup>は、本邦固有尚武の教育盛んにして、皇后、御自ら、至尊に代らせ玉ひ、遠く外国を征し、皇妃、又能く皇子と共に軍陣に従ハせられし事もあり（神功皇后、弟橘姫命等）。又、或時ハ、峻峻なる高峰に攀ちて、其御獵

の場に出でまし、或時ハ、渺漠タル曠原に歩して、其遠征の途に登り【雄略天皇の皇后<sup>(ママ)</sup>〇〇皇女の類、】翠帳紅閨の裡に、人と成らせ玉ひし、巾幗の御身

「十一・オ」

を以て、梳風沐雨、馬に跨り、弓を取り、外に男子と共に、辛酸を嘗めて、更に、恐れ撓むる所在らせ玉ハざりしを見レバ、いかに、其精神の強且爽なりしかも、知らるべく、従て其強且爽なる精神や、必ず、常に、其健康なる身体に宿りしこと、識者を俟たずして知るべき而已。

#### 智 育

【且、わが 朝ハ開闢の昔より、詠歌の風盛ンに行ハれ来たりて、此英邁なる女性の、亦妙に、天然優美の資を供へられたる、あハれにも亦愛たしといふべし。（神武の皇后を始め奉り、彼の豪邁なる神功皇后、弟橘姫命の如きも、実に優美艶麗なる詠歌あること枚挙に遑あらず）】

## 徳育

故に、わが 皇室歴朝の御家庭教育ハ、実に、神武叡聖なる、祖宗の御遺訓に基きて、而て、其精神の教育も、亦、大いに称

揚し奉るべきもの少なからざりなるべし。

〔十一・ウ〕

### 同其<sup>注</sup> 第二期 宗教の女子教育に及ぼしたる影響

然れども、世の開明に赴くに従ひて、其事物も複雑となり、【事物の複雑となるに及べバ、其レに従伴して幾多の困難を生ずるハ、実に、理の応に免れざる所なるべし。されバ】其始め、蒙昧未開の時代に在りてハ、庶民ハ、みな、わが 天皇を、神とし崇め事へまつりて、よし、縦令、或る点に於て、時に、或ひハ、其正を誤らせ玉ふことありしにもせよ、これを誹議し、これに

〔十二・オ〕

違反し奉る者更に之無かりしが、物移り、星変りてハ、終に、其蕭牆のもとに、乱臣の、

隙を伺ふ者も出で来、王城の裡、賊子の不軌を企つる者も、起るに及びしかバ、其不道を懲らし、其道を奨励すべき、所謂、正心誠意、修身、齊家の、規則立チタル教育を施すべき、希望ハ、彼の神功皇后、三韓より、御凱

〔十二・ウ〕

旋の後、儒教の伝来と、もに、其機運を促し、即ち、其仁義忠孝なる教への光ハ、忽ち、九重雲深き所より耀きそめて、遠く、一千六百十有（十一年）余年【紀元九百四十五年儒教伝来】の久しき、今日に迄、其余輝を引くこと、ハ成れりき。後、幾程も無く、更に印度の仏教ハ、支那、三韓を経て、又、わが国に渡来せし、其当時ハ、わが

〔十三・オ〕

朝固有、敬神の教へに、稍、抵触する所ありしかバ、之が為に、多少の紛擾を醸したるも、後終に、彼の仏法王法同一なりとの方弁ハ、妙に、其固有の敬神説と、新来の仏法論とを調和して、遂に、わが神なるものハ、現世を守護し、彼の仏なるものハ、後世を救済すといふが如く、凡そ、子生るれば、



〔十三・ウ〕

神社に告げ、人死すれば、寺院に送るといふが如き。又、儒教ハ、主として、其過たんとするを正し、仏法ハ、重に、其過れるを救ふといふが如く、神、儒、仏の教へハ、三分鼎足の形ちをなして、格別の紛争を引起すことも無く、中にハ、多少儒仏の及ぼしたる弊害ありしにもせよ。要するに、皆、わが、智

〔十四・オ〕

徳を啓発するに於て、大いなる利益を与へたるものと謂ハざる可らず。抑も、儒仏の教へ伝来せしより、こなた、わが文運の進歩ハ、奈良の朝より伝ハりて、平安の御世に至りて、茲に益(マ)、其速力を増進せしめたりと雖も、此文華ハ、こゝ独り、竹園の裡、椒房の奥にのみ、其光明を集め、滔々たる天下、庶民の子弟に至りてハ、一丁の字、一畫の

〔十四・ウ〕

文だも解せざる者多かりしに反して、(安倍宗任ハ、歴然たる奥羽の一豪族なるに、猶、朝廷の使臣ハ、其梅花の名をだも知らざる者なりと、誤想せしにても有るべし) 当時、后妃、内親王の如き、女流に在りても、文武学

術共に相進み、巧みに能く唐詩を賦り、漢文を綴り、又能く、仏語法文をしも翫味し玉ふ御方さへに尠なからざりき。【且、儒仏の教ハ、主として、女子を壓へ、女子を賤しミ、しにも関わらず。我朝に於てハ、其男女交際の上にごそ、少しく、其影響を蒙りしといへ。却て、是等の学の輸入流行せしより、女流に博識秀才を出し、又一種、他にある原因の有るありて、女子の権ハ、却て、此最も仏教隆盛の時ぞ、甚だ強かりけるも亦奇なりといふべし。】(光明、檀林二后の儒仏に、通曉し、有智子、嘉智子両内親王の詩文に熟達し玉ふの類)

## 第二期<sup>注10</sup> 徳育

今、左に、是等の諸皇女が御教育の課程、

〔十五・オ〕

及び、其方法のいかなりしかを、略述せんに、凡そ、徳育の基礎ハ、本邦固有敬神愛國の意にもとづき、勸善懲惡の教ハ、専ら、儒学に依り、慈悲善根の徳ハ、仏法より来たれること多かりき。而て、当時、仏門にハ、名

僧智識の沛然として、四道に起れる者、雲の如く、彼等ハ、其門地を尊び、名族に制せられし、古来よりの習慣を排して、独り、人爵範圍

〔十五・ウ〕

の上に居り、忝くも、尊貴の御方をしも、呼ぶに仏弟子といふを以てするに至り、遂に、仏威法力ハ、やゝもすれば、朝権も、之を壓すること能ハざるに及べり。

## 智育

是時に当りてや、儒学ハ、僅かに中等以上の社会にのみ行ハれしにも闕ハらず。仏教の化ハ、遠く寒村僻地にも及び、其皇族、名門の子女、靡然として、慈恵の善行盛

〔十六・オ〕

んなりしも、皆、大抵、此仏教に基みせざるもの無く、従て、身、深宮の裡に人と成るの貴女も、物を憐み人を恵み、且、其貧困を思ひ遣るの情深く、加ふるに、唐末、文藻詞花の艶麗なる、文化に薫せられたる、結果ハ、共意匠、其風姿、実に多憐多感の淑女を出し

たりしも、後終に其弊ハ、わが朝、固有

〔十六・ウ〕

の外柔内剛なる女流の気節を阻喪して、却て、鄙野疎朴なる、武人の為に、抑制せらるゝの止むを得ざるに至れりき。

## 体育の衰

精神の教育、既に如斯なれば、其体育の如きも、上古尚武の習俗ハ、頓に一変して、其馬に乗り、弓を取るが如きハ、貴族に在りては、男子にすら、其かた許りを稀れに見る所となりもて行きて、貴女、其外に出づる時ハ、牛車に乗りて、猶、翠帳、朱簾、其面を覆

〔十七・オ〕

ひ、偶ま、社寺、野外の散歩も、長裾、長袖、其進退、意の如くならず、侍女の助けを得るに非れば、容易に、行歩すること、能ハざるに至り、其結果、畏くも、皇室貴族の子女に次々早世の不幸を見ること多きに至りき。

## 皇女教育の主任者

是より、猶前段に遡りて、

〔十七・ウ〕

其、皇女方御家庭教育の細目概略を申さんに  
抑も、当時、后妃ハ、必ず、内裏に、御常住  
の宮闕在しまして、其至尊に侍り玉ふ時の  
外ハ、大抵、其私殿に住し玉ふと雖も、皇子  
女、御降誕の前後数月間ハ、多くハ、其御里  
邸（后妃の御生家）に於て、保養し玉ふ例な  
るが故に、其降誕あらせ玉へる、皇子女の如  
きも、

〔十八・オ〕

（白紙、抹消線あり）

〔十八・ウ〕

御生母とゞもに、其所に在して、其還御と同  
時に、宮中に移り住み玉ふもあり。又ハ、其  
儘、猶、数年間、御里邸に残り止まり玉ひ  
て、稀れにハ、其外戚の祖父母が、奉扶のも  
とに生長し玉ふも御方も在しませしき。

## 家庭女師

かくて、皇女の御教育ハ、大旨其御生母の  
御担任にして、共膝下に人と成らせ玉ふなれ  
バ、之が為に、乳母、保母、及び、女師を

〔十九・オ〕

撰定し、之をして、読書、作文、詠歌、習  
字、音楽、手工等を授け奉りしなり。【此女  
師等撰定法ハ、大抵中等の家格ある家より、  
撰拔せらるゝことにて、当時女流の秀才を数  
ふるにハ、是等女流の外にハ、其人ある無し  
といふも不可無かるべき迄、充分の精選を勉  
められたりしに似たり。（勿論当時、保母の  
名無し、たゞ徳望なる婦人を撰びて、其智徳  
の教育を任せられたるを、爰に、仮に約し  
て、保母と号け置きつ）、即ち保母、女師等  
（乳母ハ勿論）の如きは、大抵、其御殿内に  
常任する者多かりしかども、其まれにハ、外

〔十九・ウ〕

より通勤して、教授し奉るものもありき。而  
て、彼等が、平素其局に在る程ハ、極めて自  
由なるものにして、其女友、姻戚等の来往、  
面会も頻繁なる上に、己れまた、屢々出で、  
社寺の説教を聴き、貴族の法会に詣で、又、  
且、其女友を訪問する等、凡そ彼等が其往来

せる【社会の為其】智識を増進し、其交際に熟練するの機会ハ、甚だ多く、

〔二十・オ〕

之を、彼の【旧式古格等、事実ニ非る勝手なる制限法を以て、女子社会上の智識を増進すべき機会を与へざりし、】徳川幕府時代、朝廷の女官の如き、極めて窮屈なるものにハ非りしなり。

### 学科課程<sup>注11</sup>

次ニ其皇女方教授の方法ハ、ほど、毎日、時間を定めて、其學術技芸を授け、之が復習、暗記等をせさせ奉るハ、勿論の事にし、其坐作、進退、言語、動静の末

〔二十・ウ〕

に至る迄、其貴女たるの品格を保ち、其風采を完たからしめんと教へたること、実に勉めたりといふべく、従ひて、其頃、才徳ある貴婦人が貞淑なる慧性、嫺雅なる風姿ヲを追想するに、到底、後人の能く、企て及ばざるものありしことを信ずるに足れり。又、其御母

〔二十一・オ〕

后妃、御身自らも、之を教へ、之を誡めて、敢て苟くもし玉ハざりしこと、決して、之を彼の徳川幕府時代、中頃よりの習慣たりし、諸侯の奥に於て、其夫人ハ、名ありて実無く、其夫に事へ、其子を教ふるも皆、其臣僚侍婢の手に一任して、更に顧る所無きが如きものにハ非りしなり。蓋し、

〔二十一・ウ〕

保元、平治の戦乱後ハ、朝廷百般の儀礼も、いかゞありけん。終に、其跡の史上に徴すべきもの尠きに至りしハ、畏しとも畏く、かけて云ハんも、罪得がましき事にしあれば、暫らく爰に筆を止めて、これより

《十行以下、料紙切断され本文なし》

〔二十二・オ〕

(白紙)

更に、当時武門上流女子教育の大略を述べん。

〔二十二・ウ〕

### 第三期 武家教育

抑も、わが 朝、上代に於てハ、女子の間

にも普く行ハれし尚武の遺風ハ、【其鐘鼓相和(マ)ぎ、琴瑟相楽み、世ハ、常に泰平無事なりとして、桜をかざし、梅を折り、春日台蕩の時を長しへに願ひたりし、紫微宮闕の裡を去り】て、常に、其劍火硝烟の中に、其武勲を輝かしたりし、武家の家庭に相伝ハれるに似たり。故に、鎌倉覇府の創立より此方、徳川幕政の初年に至る迄ハ、其將校の夫人が、節を守り義に死るの潔かりしことハ、実に、其中庸

を越えて、悲壯の極にも達したりといふべし、

〔二十三・オ〕

## 徳育

是時に及びて、わが国女子が、先天固有の美質ともいふべき、其最敬最愛の親、夫の爲に、(或場合にハ、其君の爲にも)世の榮辱毀誉の外に立ちて、其身を忘れ、其命を捨て、其道を全うしたりし類、其苦節勵行ハ、其武家教育の結果として、実に、異邦にも、決して、見る可らざるの独特、無比

の事跡を残すに至れりき。

〔二十三・ウ〕

## 女子壓制の弊注12

其因を押せば、わが敬神の良旧慣、崇仏の好習俗ハ、自然に一種の信仰心を堅うし、又、漢土伝来の儒学、即ち忠孝の教ハ、わが尚武の遺風と相和して、其義に依り、其信を守り、名を重んじて、利を軽んずるの俗を作るに至れりき。【然れ共、其不慈の親にも孝ならざる可らず、其無情の夫にも貞ならざる可らざるの教へハ、独り、善良貞淑の女子のミを押へて、却て、其妬奸、醜惡の婦人にハ益無かりしが如し。是其壓力の強きに過る所、終に其鬱積の氣ハ、爆然として、其出づるに道無き所に発したるものか。女子教育の衝に当る者、深く爰に注意せざる可らざる事なるべし。】

〔二十四・オ〕

## 智育

さて其、智育、即ち、文学、技艺の如きハ、遠く皇室公家の教育に及ばざること、万々にして、其学ぶ所ハ、重に、機織、紡績、裁縫等の技のみに止まり、其偶ま、詠歌作文の見るべき、管絃音曲の伝ふべきものありといへども、其、公家文学の隆盛なりし、当時上流諸媛の手になれる詩歌、文章に比ぶる時ハ、花の側

らなる深山木にも若かざりしが如し。

〔二十四・ウ〕

## 体育

又、其体育に於てハ、貴女も能く、馬に乗り、劍を遣ひ、座右、常ニ薙刀と、匕首とを携るが如き、其戦時に在りてハ、野臥露宿の辛苦に堪へて、更に恐るゝ所無かりしこと、到底泰平の男子ハ、企て及ぶ可らざるが如き、充分の体育ハ、其必要に迫まられて、自然に行ハれしものなるべし。

然るに、徳川幕府時代、

〔二十五・オ〕

世、漸く昌平の祥氣に酔ひて、其武家上流に在りてハ、男女共に、尚武の氣象漸次に衰へ、其体育の不完全になりもて行きしハ、云ふも更にて、其の精神教育の如きも亦、甚だ、微弱なるものとなり、其維新の前、四海、漸く、騒然たるに及びて、其婦人中にも、貞操義烈の行ひあるものを出し、ハ、大抵其中等以下にして、殊

〔二十五・ウ〕

に外藩、地方の中に多かりしなり。

以上ハ、わが 上流女子の教育変遷の極めて、概略なるものに止まりて、今此簡短なる一篇に、能く其委しきを尽すによしなしと雖も、要するに、女徳の衰へハ、常に、精神教育の衰へに起因すること、今古、実に同一轍なるが如し。

〔二十六・オ〕

第四期 上流女子の精神教育中等以下に移る

注<sup>13</sup>  
同第五期 欧米女子教育風の渡来

斯くて、明治の大政革新の大稜威ハ、其徳川幕府が治世、三百年間の迷夢を破りて、之と、もに編入せられたる、欧米文化の風ハ、漠然として、旧物を残す所なく、六十余州の積座を払ひて、以て、大いに新事業を布設

〔二六・ウ〕

せられしからに、其女子教育の如きも、古來のわが習慣と歴史とを顧るにいとま無く、然かも、其海路甚だ遠からざる米国女子教育の方法ハ、最も早く、海を渡りて我が国内に流行せしかバ、或る事柄に於てハ、又甚だ好ミすべきもの、取るべきこと多きにもせよ。其国体と、其

〔二七・オ〕

慣習と、殊に最も、相似ざる所のもの、先づ、其嚆矢となり、其基礎となれりしハ、又実に遺憾と云ハざる可らず然れども、爾後、わが教育者が数年の経験ハ、爰に漸く、其長短良否を熟知し、之を取捨折衷するの端緒を得たれば、今より、漸次、其全きを得るの時も遠からざるべし。猶女子一般女子教育の将来に期する所ハ、後段略述すべく、是より進みて現今行はれつゝある、

《一行十行、料紙切断され本文なし》  
《欧洲帝王国皇女教育の概要をいハん。》

〔二七・ウ〕

### 欧洲皇室の女子教育

歌子が在欧中親しく見聞せし、貴族の

〔二八・オ〕

女子家庭教育の形状ハ、其国によりて、いさゝか差ふ所無きにしも非ずと雖も、要するに其方法ハ、大同小異にして、皇子女ハ、小学に入るの年齢に至る迄必ず、其生母の膝下に教養せらる。

### 母后 ナース 女師

皇子女生るれば、ナース（小児看護婦）先づ、其嬰兒に関する一切の事を担当し、侍女ハ、たゞ僅かにナースが助手として、之を補くる迄なるが如し。

〔二八・ウ〕

而て、生母産褥を離るれば、ナースと共に其兒の為に衣を更へ、乳を薦むる等、生母自ら

手を下さるゝこと、決して少なからず。又、之が為に、頭巾襦袢やうの物をも製作さるゝ事もありて、格別、普通の家の母親に異なる所あるを聞かず。就中、獨逸皇室の如きハ、殊に最も、其内廷、極めて質素にして、皇后、自ら、胸に、前掛を

〔二十九・オ〕

施し、皇子女の沐浴に迄与かり、【又、其鞆をしも編み、其食物をしも、手づから調理せられしことさへありきと聞きぬ。】

さても、皇女年やゝ長じて、幼稚園に入るの齡に至れば、之が為に家庭教師（必ず女子なり）を聘し、之に托するに、其教育一切の事を以てし、母后ハ、必ず、友人の資格を以て之を過し、女師ハ、毫も憚る所無く、之を教へ、之を誡め、其緩急、温敵

〔二十九・ウ〕

の度の如き、常ニ能く、其母后と計りて、其教育の方針、左右一途に出でん事を務む。而て、時に、専門科の教師ハ、一週に数回、其外より来りて、教授するもあれ共、其教育の方法、程度の如き、皆、此、専任の家庭女師に量りて、其差誤なきを勉むるが故に、よ

し、各種の学科に就きて、各教師の分担教

〔三十・オ〕

授することありとも、更に、其受業者をして、左に引き、右に導くが如き、迷惑を感じしめざるなり。又、これにハ、此担当の家庭女師皇女に附添て、或専門科を、修むるが為に、他の学校に通学さるゝること、無きにもあらず。【現に今、英国女皇陛下の孫女、ある女学校の衛生科を修むる為、一週に二回其女師とゝもに、通学さるゝを見たり】

#### 学科程度

学科ハ、大抵、普通の女学校に修むるものと、同一なりと雖も、皇女ハ、特に、各国の語を、なるべく

〔三十・ウ〕

多く修めらる（第一ハ仏語にして、其他少くとも、英、独、羅、希ハ学ばせらる）

#### 体、徳、智育

日課終れば、勉めて、戸外運動（乗馬、操



槽を始め、各種体操及之ニ類似の遊戯）を為し、且、女師又ハ、家族の方々と、もに、微行して、其智徳を涵養し、其体育に利あるべき、各種の事物を見聞せんが為、市中郊外にも出遊せらるゝこと屢々なり。又、常に、父母の膝下に、種々の談話を試ミ、猶不熟なる

〔三十一・オ〕

《料紙裏、切断され本文なし》

〔三十一・ウ〕

音楽をも奏し、舞踏をも演し、食を供にし、歩を伴にし、談笑歡樂、和氣藹々として、親子の情誼、実に甚だ細やかなること、毫も、尋常一様、庶民の家庭と異なる所あるを見ず。

### 内地外国の旅行

又、冬夏の休業中にハ、大抵、其父母に伴はれ、或ひハ、其女師、侍女を従へて、内地、及び、外国へも旅行さるゝを常とす。

### 皇女の務め

斯くて

〔三十二・オ〕

皇女、妙齡に及ばせらるれば、婦人の團結組織になれる、幾多各種の会長となりて、之に臨席し、又ハ、母后を助け、母后に代りて、賓客に応接せられ、殊に、慈善の事業、即ち貧院、病院、及び、貧民学校等の如きハ、なるべく私資を出し、建議を賛し、勉めて屢々、駕を促さるゝ事にて、其交際も亦、非常ニ、多忙繁劇なるが

〔三十二・ウ〕

故に、欧洲ハ、他邦と相比隣し、相犬牙したる国柄なれば、他国の来賓も亦、頻繁にして、従て、外国語に通ずるの必要を感ずること、極めて多きに居るなるべし。而て、英国の如き、今上女皇陛下ハ、堅固なる敬神家に在しまして、身自ら、斯道を奨励し、今猶、老体をさゝへて、日曜毎に、其常住

〔三十三・オ〕

宮内の寺院に参詣し、法教を聴聞するを常とせらるゝが故に、諸皇女の如きも、皆之に準じ、勉めて、此教へに、帰依信仰さるゝこと、又最も厚しと聞きぬ。

## 欧米徳育の基礎

総て、欧米徳育の基礎ハ、皆、この、敬神なる觀念より、人を愛し、世を救ひ、民を憐むてふ、文明社会的道義の根本となり上一般、之

〔三十三・ウ〕

に風靡するが故に、歐洲各皇室女子教育徳義の源亦、其母后、女師が、其襖褌の裡よりして、涵養せる、神の信仰、即ち、神は、善に組し、悪を懲らすものなりとの教へを以て、其骨と為し、血と為し、最も強固堅牢なる、精神を養成するものなり。是を以て之を見れば、其宗教の種別によりて、少しく其色と

〔三十四・オ〕

形とを異にすれ共、有神の論、即ち、冥々に恐るゝ所あるべきを教ふることを、今古、東西、其精神教育の帰するの所、実に、同一轍に出づる、天別自然の道義、又奇なりといふべし。

如斯、彼我、今古、上流貴女教育の方法、及び、其沿革を摘述し、【且又、日本女子教

育の一般、其将来に期する所の概要を記し、】爰に始めて、わが内親王殿下が御家庭教育に望む所の要領を陳ぶるを得べし。

〔三十四・ウ〕

## 日本女子教育の将来

今や、我が大日本帝国の氣運ハ、彼の日清戦捷後、頓に、其速力を増進し、遂に、俄かに、欧米諸強国と、肩を並ぶるに至り、従ひて、其国と国との交際も、益、頻繁親密となるべく、且其以前に於てハ、彼れの、我れを見る、僅かに、東海一隅の孤島なりとせしも、今日に至りてハ、わが国の将来ハ、実に多望多幸なりと称賛

〔三十五・オ〕

欽美すると共に、彼れ又、わが過失を摘発して、量るに、彼れが自信の定木を以てし、我が一挙一動にも、彼れが容喙を欲するの今日、日本女子が先天固有の美德も、揚起せらるべく、従ひて又、其、匪徳をも看破せらるべく、又且、其海外に、其夫の赴任に従ひ、或ひハ、外藩に、其父の出役にも伴ふことある

べければ、其徳育に

〔三十五・ウ〕

於テハ、先づ、能く、わが朝、固有の敬神を基とし、共国民的教育に、日本女子の品格志操を堅からしめ、其体育ハ、もとより、寒冷骨を刺し、炎熱膚を焼くの、砂漠曠原にも、住居するを得るに至らしむべく、其智育も亦、普通教育の概念を進めて【其異域に渡り、其外資を待つの時、】一二外国語にも、通曉せしむるに及ぼさゞ

〔三十六・オ〕

る可らず。

要するに、日本女子ハ、其他日、君の為、国の為に、其干城となり、耳目となるべき、未来多望の大日本国民を生むの母にしあれバ、其身体を健康にし、其精神を強固にし、且其智能を伸暢して、決して、諸外国の婦女に、恥る所無からしむるのミならず、益、其、独特の美質をして、弥、極美

〔三十六・ウ〕

ならしむべし。彼の文明の程度ハ、其女子の程度の高下によりて、了知するを得るものなりと云ふが如く、益進みて、其女徳を完備

ならしむべきハ、即ち、目下、わが女子教育全体の将来に、取らるゝ所の方針なるべし。而て、わが大日本帝国ハ、実に万国無比の御国体にまします故に、其国民

〔三十七・オ〕

が君を尊び君を思ふの情深き事も亦、誠に比ぶるもの無しといふべく、従ひて、其上の令する所、忽ち能く其下に感染すること、電機の物を伝ふるよりも速かなり。故に、わが内親王殿下が御教育の、将来に取らせ玉へる方針ハ、即ち是れ、わが大日本帝

〔三十七・ウ〕

国一般の女子が、前途の指南車なり、燈明台なり。其轍の至る所、其光りの及ぶ所、決して、少々ならざる可きものなることを信ずるものなり。

#### 内親王殿下が御家庭教育

以上述ぶる所の如く、わが内親王殿下が、御教育の適否ハ、わが国、女子教育の前途に及ぼす所の影響、実に莫大のものたるべき次第ハ、彼の、去る明治廿三年、畏くも、

わが

〔三十八・オ〕

至聖至仁なる 天皇陛下が、御身自ら以て  
斯民を率ゐさせ玉ふべき、教育の勅語に於  
て、其敬意のある所を恐察し奉るを得べく、  
而て、其御家庭教育の基礎ハ、其奉扶の主  
任者、其人より確定せざる可らざるものな  
りと信じて疑ハざるものなりとす。凡そ幼  
児の教育ハ、其慈母が恩愛春の如き、懐ろ  
の中に萌芽して、遂に文園、学窓

〔三十八・ウ〕

の上に、其美果を結ぶものなり。故に、わが  
朝、歴世、往古の御慣例（其外国とハ、少  
しく、其趣きを異にするにもせよ）及び、諸  
外国の習俗を徴するに、其父母が膝下の愛育  
に依りて、成らざるもの無かるべしと雖も、  
《以下墨付三行、抹消》

〔三十九・オ〕

《墨付四行、抹消》  
わが 帝室、数百年前よりの御習慣として、  
皇子女御幼少の程ハ、大抵、其生母の里邸  
に、人と成らせ玉ふこととなり、又且、現時  
ハ、別に、適當なる

奉扶の御主任者を撰ませ玉ひて、之に、其補  
育を任せさせ玉へるも、深き聖意のあらせ玉  
ふによるべければ、爰にハ、たゞ其御家庭教  
育を実施すべき主任者と、教師の分担責任に  
望む所の必要とを申さん。

〔三十九・ウ〕

#### 御養育主任者

抑も、教育ハ、総て、其幼児が、猶純白な  
る精神と、未だ脆弱なる体格との、発育期に

〔四十・オ〕

於て、其知らずくの間、善良の美風を、  
薰陶感化すべきものなるが故に、其襁褓の裡  
より養育の任を取る、主務者は【即ち母代に  
して、（母代とハ、往古其生母に故障あらせ  
玉ふ時之に代りて補育し奉りし人）】、恩愛情  
誼、其所生の父母と、格別異なる所無しと  
す。故に、之が一顰一笑も其児童の、感情を  
左右

〔四十・ウ〕

すること甚しく、其好悪も亦、自から、相  
均しきに至るものなり。故に、内親王殿下

が、御養育主任其人を採用せさせ玉ふに当りてハ、充分の精選を要し玉ふべきハ、勿論のことにして、一旦、之に一任せさせ玉ふ以上ハ、希くハ、其任期の、出来得べき<sup>(マ)</sup>だけ、久しからんことを要す。これ、其教育てふものの上に於て、殊に、最も注意すべき要

点なりとす。

〔(四十一・オ)〕

### 御教育主務及び教官

次に、其御殿に伺候して、教授の任に当るべき者ハ、なるべく、此御主任者と、肝胆相照し、長短相知るの人たる可らず。<sup>注14</sup>而て、彼我其説く所均しく、内外其導く所同じからざれば、其教へを奉ずるの心、厚からず、其師を信ずるの念薄きに至りて、終に必らず、学を厭ひ、物を疑ふの悪結果をしも、見ることに無しとせず。且、其主務教

〔(四十一・ウ)〕

官ハ、其御殿内に常任するの、勝れるにハ若かずと雖も、目下、急激の進歩を以て、輸入<sup>(マ)</sup>せられとも、新教育のもとに作られたる所

の、教師其人に乏しき、稀れに、其可なる者之有りとするも、猶、之に許すに、幾多の間を以てし、能く、其職務に就きて考究勉強し、完然の良師たらんことを欲する時にしあれば、先づ、其外より来

〔(四十二・オ)〕

たり教ふるを許させ玉はんことも亦已むことを得ざるなるべし。【又、各学科に於て、要する教師も、其御学業の、漸次発達あらせ玉ふ迄ハ、なるべく、少数の人たるべく、且其、撰拔ハ、専ら、主務教官の任として、又、之を御養育主任者と商議せしむべし。】而て、今より、猶、三四年間、即ち、尋常小学御年齢の程ハ、常侍の臣の、御復習に侍りて、充分なるべく、且、小学御年齢の中ハ、出来得る限り、体徳二育を専らとして、智育ハ之に亜ぐを欲するが故に、其御復習等の為に、費す所の時間多きハ、決

〔(四十二・ウ)〕

して取らざる所なりとす。且、其教を授け奉るに当りてハ、学科の程度、教科書の撰定、及び、其方法の如何ハ、無論、御教育主務者の担任専行すべき事なるべしと雖も、前条述

ぶるが如く、其内外、彼是、同一の意向を以て、之を教育し奉るべきを要するが故に、且其、体育、徳育の如きハ、重に、御養育

〔四十三・オ〕

主任者の注意によらざる可らざるが故に、其教官は其授業の間に於て、奉るべき一語の褒貶も、決して苟くもせずして、其御主任者が、平素の意志と相離反せざるべきを要し、御体育上に於てハ、其御倦怠の色あらせ玉ふ時も、能く之を彼に、尋問して後ならでハ、濫りニ其倦怠

〔四十三・ウ〕

をも誠め奉らざるべきが如く、約言すれば、御養育主任者ハ、体徳二育の責、其重きに居り、智育ハたゞ之に伴ふに過ぎず。又、御教育主務者ハ、智育の任、其重きに居りて、体徳の二育之に亜ぐべし。

### 御 体 育

さて、如斯分ち来たりて、先づ其、御幼少時に在りて、最も、注意し奉るべきハ、

〔四十四・オ〕

体育なり。其天資、いかに淑徳、賢明に渡らせ玉ふとも、万一、若し其体質、御虚弱多病に在しまさんに於てハ、其徳も施し玉ふ所無く、其賢も用ひさせ玉ふ折無かるべし。是故に、其御身体発育期の、最も大切に、最も速かなる、其幼齡の時に於てハ、其衛生滋養の食物を、適宜ニ薦め奉り、又勉めて、其

〔四十四・ウ〕

戸外運動、及び遊戯を、奨励し奉るべし。世、或ひハ云ハん女子に活発なる体育を施さんとする時ハ、其児をして、軽跳疎暴、所謂、男らしき言行に、傾かしむことありと、これ実に、甚しき謬見なり。之を例すれば、長袖嫋やかに、能く武術を学びし、わが朝、武家上流の女子、軽裾、巧みに体操を習へる

〔四十五・オ〕

彼の泰西、貴族の女子、亦決して、窈窕たる、可憐の淑女たらざるを期せず。能く、其体育を勉めしめたりとも、徳育、智育、又、能く、其精神と、智力とを、誘導せば、決して、右の如き、虞へを慮ること無かるべし。

## 御 徳 育

しかく、其健康なる体格教育の完全を求むるを得ば、則ち、進みて、其健康

〔四十五・ウ〕

なる精神教育を務むべし。蓋し、身体ハ、有形のものなるが故に、体育ハ、能く、有形の結果を【見、以て、之を、改良助長するに難からずと雖も】精神ハ、之に反して、其無形のものなるが故に、之を教ふるの基礎ハ、其無形のものに依らしめざる可らず。故に、わが 内親王殿下が、徳育の基礎を堅めさせ玉ハんにハ、希くハ、わが歴朝祖宗の、最も尊崇信仰せさせ玉ひし、天

〔四十六・オ〕

つ御神を齋き祭りて、其信心を厚くし玉ひ、至尊の御身たりと雖も、冥々に恐れ慎ませ玉ふ所あらせ玉ふべきこと、其御志想の最も、純白なる、御幼少の時よりして、良習慣となさせ奉らんことを欲す。何れの世、如何なる国に於ても、よし其宗教の門ハ、異なるにもせよ。帰する所、敬神論者ハ、流神論者

〔四十六・ウ〕

の議論浅薄にして、且其、正義正道に猛進するの勇氣、常に、乙者ハ、甲者に若かざるを証すべきに於てをや。如斯、冥々に信ずる所、暗中、猶頼む所あらせ玉ふに至れば、必ず能く、其人間、毀誉名利の外に超然として、御自ら守らせ玉ふ所益<sup>(マ)</sup>強固に、万一、若し、緩急あるも、事に当りて動かず、物に遇ひて驚かず。端然

〔四十七・オ〕

として、能く、其貴女の品格志操を保たせ玉ふこと得べし。

次に、慈善愛憐の御心を養成し奉るべきを要す。凡そ、慈愛の念を生ずるものハ、親しく、其下民貧困の情況を見聞せさせ奉るに若くハ無し。百聞ハ一見に若かず、机上十年の学ハ、現況<sup>(ホ)</sup>一日の看に及ばざるが如く、則ち、往古わが 后妃、皇女の、屢々

〔四十七・ウ〕

社寺に詣で、親しく、其乞児不具の貧民を賑はし玉ひし等、実に、尊ぶべく、習ふべきの良習慣なりかし。而て、其実境に臨みて、感じ玉へる所を取り、以て、平常修身学科の好模範とすべきなり。しかく、常に、仁心

と、気節とを養ひて、之に飾るに、温

〔四十八・オ〕

良優雅の風様を以てし、之を望めば、藹然たる恭謙の徳、内に溢るゝが如く、之に近づけば、巍々乎たる、莊嚴の威、外に耀くが如く、内剛にして、而かも外柔なる女徳を兼備せさせ玉はん事を期すべし。

### 御智育

而て、其徳をして、能く、円満完備ならしむ

〔四十八・ウ〕

べきハ、又一に智育の力に依る。わが往昔の上流女子が智育の点に於てハ、其作文、詠歌、音楽等を以て、普通教育の完然なるものとせしも、其今日に在りては、数、理、化学、地理、衛生、外国語の如きものを加へて、始めて、全きものとせり。

### 御学科

勿論、わが国、古来の習慣よりいへば、是

等の学ハ、女子に在りてハ、最も、

〔四十九・オ〕

新式の学科なるが故に、其欧米諸国の女子に教ふる所と、同一なる、程度に迄、及ぼさんことハ、もとより、今俄かに、望む可らざる事にして、よし縦令、之を能くし得らるゝものなりとするも、亦、決して、格別の裨益を、目前に見ること、尠なかるべきを証すべく、況て、高貴の御方に在りてハ、殊に最も、其

〔四十九・ウ〕

適否緩急の度も、審らかに、考究せざる可らずと雖も、前条、日本女子教育の将来に述べたるが如く、未来の日本ハ、過去の日本として見る可らず。わが内親王殿下が、他日御成長の頃に及ば、恐らくハ、外賓の来訪頻繁となりて、其謁見の榮を玉ふことも亦、屢々なるべければ、之に対して、御応答あらせ玉はん

〔五十・オ〕

為に、一二の外国語（第一ハ仏語、次ハ英語）も学ばせ奉らざる可らず。既に、御詞を交へ玉ハ、談、必ず、其殿内の凶画、錦繡



の事、或ひハ、御園の草木花実の上にも及ぶべく、之に伴ふものハ、地理なり、動植物なり。又其歴史なり。故に、其普通学科の觀念を、只今より徐々に、宿し奉ること、甚だ必用にして、而て、外国語

〔(五十一・ウ)〕

ハ、なるべき<sup>(ママ)</sup>だけ、御幼齡の時に於て、学ばせ玉はん事を要す。其発音に、其暗記に、幼少の人の学ぶハ、成人の学ぶ、辛苦の半バにして足れり。其効果を見る、実に争ふ可らざるものなりとす。人、或ひハ曰はん。児童が幼少無慾、無邪氣の程、其遊戯の間、知らずく、外国語を学ぶの易きハ、則

〔(五十一・オ)〕

ち然らん。然れ共、其わが朝の経歴、国体の如何をも、能く知らざるの時に於ても、先づ、其彼れを学ぶハ、不可なり。恐くは、基本を外にし、末を内にするの過ち無きを保せざるなりと、其言、実に、理の然るべきものあるが如しと雖も、歌子嘗て、其在歐中親しく其所に見聞せしことあり。彼の、英、独兩國の如き、仏と相敵

〔(五十一・ウ)〕

視して、心竊かに、刃を磨ぐの国柄なるにも関わらず、其上流女子社会に於てハ、仏語ハ、貴女が、交際場裡に、必ず用ふべき上品なる国語なり、とし、其必習の学科なりとして、極めて、幼少の時より修るものとすれ共、其語学に通じ、其国情を知るに従ひて、益<sup>(ママ)</sup>、其敵愾心を増進せしむること、其

〔(五十二・オ)〕

学ばざるの前に勝るもの、万々なるが如し。故に、教授、其人を得て、其教科書と、其方法と、二つながら、宜しきを得ば、決して、右の如きの恐れ之有可らざるべきを信ずるものなり。【(左三行バカリアケオクベシ)】然れ共、凡そ、日本国民ハ、其、善に移るに吝ならざる、機敏の氣質を供ふると同時に、

〔(五十二・ウ)〕

旧を捨て、新を取る時、いさゝか、其、軽跳火急の過失なしとせず。是故に、其洋書を読む人、却て、之に読まるゝの弊、無きにしもあらず。されバこそあれ。其外国語を、一般女子に教ふると、否との説も、未だ全く確定せず。且其、程度方針の如き

も、一進一退、未だ其止る

〔五十三・オ〕

所を見ず、故に、爰にも、先づ、之等の科を省きて、本学年に行ハせらるべきものなりと確信せる学科のみを左に掲げつ。

一 修身 修身科ハ先づわが〔欠字〕<sup>注15</sup> 帝室〔欠

字〕<sup>注16</sup> 祖宗の神訓に基き〔欠字又ハ行ヲ改ム

ベシ〕<sup>注17</sup> 勅語の聖旨を奉じ、敬神、愛国、<sup>注18</sup>

遵孝、撫民の徳を涵養し、今古東西賢婦

淑女の嘉言善行を摘述し、以て其実践応

用の方法を務め、仁慈、温良、貞淑、恭

謙、能く貴女の志操品格を養ひ奉らんこ

とを要すべし

〔五十三・ウ〕

一 読書 読書科ハワガ国文ヲ解シ、国語ヲ

綴ルヲ以テ目的トスルモノニシテ、先ツ

其簡易ナル単語単句ヨリ始メテ日用ニ

適切近易ナル書牘文、記事文ニ及ボシ、

漸次古雅優美ナル国文ヲモ読ミ且ツ記

スニ至ラシメ奉リ、且ツコレガ助ケタル

ベキ為ニハ漢文ヲモ加ヘ修メシメ奉ラ

ンコトヲ要スベシ<sup>注19</sup>

一 実物 実物科ハ先づ其天然の現象と人工

物との性質効用に着き其五官の望沃に

よりて、其智能を開達し以て他日博物ニ

理化学生理、科等の概要を学びて其普

通の智識を啓発すべき階梯となすもの

なれば、其教法と用具との如きも勉めて

卑近適切のものを撰びて、御幼齡の御方

にも其趣味を感ぜしめ奉らんことを要

すべし

一 算術 算術科ハ其表数法算法を知らしめ

運算に習熟せしめて其

〔五十四・オ〕

實際の応用自在ならんことを期すべく殊

にわが国の習慣として大抵高貴の御方

にハ最も数理の觀念に乏しきが故に教

法ハ極めて簡明容易にして格別高尚の

理に迄及ぼし奉らざらんことを要すべ

し

一 習字 習字科ハ先づ其姿勢を正うせ

しめ執筆運用の方法順序を教へ奉り漸

次消息文詠歌等其貴女に在りてハ最も

必用なるべき書き方に習熟せしめ奉ら

んことを要し【図画科は先づ鉛筆画より

始めて直線典線等の極めて容易なる方

法を習ハし奉り次ニ毛筆画に及びて、東西絵画の長所を取り其意匠を練り筆力を健にし、高尚なる氣韻風致を蓄へ玉ふべき美育の助けとせさせ奉らんことを要すべし。】

一、唱歌 唱歌科ハ先づ其発音を正くし、歌詞、楽譜の雅正なるものに就きて之を練習せしめ奉り漸次弾琴をも学ばせ奉るの補益たらんことを要すべし

〔五十四・ウ〕

斯くて、漸次、御成長に従ひ、又其、御學術の進ませ玉ふ、程度によりて、歴史、地理、理化、欧語、手工等の諸学科をも、其実地応用的教育方法により以て之に加へ奉るべし。

### 御就学時間

毎日、御就学の時間ハ、三時間乃至、四時間より、多かる可らず。これ其、時間ハ、修身科を除くの外ハ、大抵ミナ、智育に属するものにして、其徳育と体育との如きは

〔五十五・オ〕

其御就学年限中ハ、殊に、常住坐臥の御間と雖も、一つも皆、此教育範囲の規矩を、越えしめ奉らざらしめんことを、欲するが故なり。【蓋し、教育ハ、自然の薰陶、頼りて力あること大なりとす。其自然に戻りて、急に注入強硬的の教へを施さんとする時ハ、彼の室の梅の季節に先立ちて、花咲くことを得ると雖も、其花の色も香も、自然のものに劣ること遠くして、遂に其美果を結ぶこと能はざるが如き、不幸を見るや明かなり。是故に、其御幼少の御程ハ、其、御主任者に、教官に、又、其侍臣に、すべて、御眼に触れ、御耳に入るもの、みな、勸善懲惡のものとなり、知らずくゝの間に、感

〔五十五・ウ〕

化せられ玉はんことを期すべきなり。

### 学科以外の御教育

右に、述ぶるが如く、内親王殿下ハ、毎日、其御規定の学科を修め玉ふの余暇ハ、なるべく、勉めて、度々宮中に参候し玉ひ、親しく、御父母の安否を訪ハせ玉ひ、又能

く【祖宗の神社に詣で、或ひハ、】信用ある府下の各女学校、博物館、動植物園、病院、貧院の如き、其慈惠の

〔五十六・オ〕

御心を啓発し、智慧の脳力を發達し、且其、御体育上、新鮮の空気を呼吸し、活発なる運動に補益あるべき、郊外の出ましをも、勧め奉らまほしきなり。宮中に御常住ましく、御父母の膝下に人と成らせ玉ふことハ、種々の御事情よりして、又、数百年の御慣例よ

〔五十六・ウ〕

りして、今俄かに、行ハせ玉ふべくもあらざるべく、【且、其新旧相混交し、相衝突するを免れざるの今日に於てハ、其御修学の御程ハ、御別殿に在し玉はんも或ひハ却て然るべきかも知らずと雖も】わが 帝室、祖宗歴世の御遺訓として、遵奉せさせ玉ふなる、御教道の完全を求め奉らんハ、御親子の御情誼親密なるを、要すべきハ勿論の事にして、既に其親密ならんことを欲せば、勉めて、親しく、御自ら、之に奉侍し玉ハざる可らず。然る時ハ、畏こ

〔五十七・オ〕

き御あたりにも、細やかに、其御言行をも、見そなハれ玉ひて、其御教育の欠けたる所をも、補ハせ玉ふべし、【又其御兄弟姉妹とも、なるべく屢々御対顔あらせ玉ひて、供に学び、供に遊び、其友愛の御情誼を増させ奉らんことを期す。又、】時々宮殿の外に出させ玉ふ時は、為に、新智識と新空気をを得て、其体育、智育に益し、【他日、臣民を延見し、外賓に応接し玉ふ時に於ても、各種の人にあひ、何れの場合に在しますとも、決して更に、臆する所、恐るゝ形ちあらせ玉ハざるに至るを得べし。又且、一般の】下情に通じ、民況を知らせ玉ふが故に、其徳育の

〔五十七・ウ〕

## 結 論

之を要するに、我内親王殿下が、御教育の将来ハ、【独り、皇女子教育の適否如何に止まるのみならずして、】実に、わが大日本帝

国女子教育一般の前途に及ぼす所の影響、決して、少々ならざるが故に、其要点中、

一、体育の事に関してハ、務めて、滋養の食物を適宜に薦め奉り、又務めて、四肢筋肉の発達を助長せ

〔五十八・オ〕

しめ奉らんが為に、十分の運動を為させ奉る事、

二、徳育ニ於てハ、人間以外、別二一個の安心立命場、即ち、万古一通の大活力を有する神の現世に関する信仰心を堅うし、【其皇女たるの品格を、

供へ玉はんことを学ばせ】奉る事、

三、智育ハ、即ち専ら其居家処世、日常実践に必用なるべき、普通学上より生ずる智識、才能を発達せしめ奉ること

〔五十八・ウ〕

に關し、目下、実行上の大注意ハ、必ずともに、泰西の事を其儘に模倣する事を要せず。彼れが精神を探り、所謂換骨脱体して、以て、我が実態に應用することはなりとす。

即ち、日本古来の敬神説、亦ハ、養生論等、之を今日に敷衍応用し、以て其目的を全うし得べきこと、歌子が篤く信じ

〔五十九・オ〕

て疑はざる所なりとす。蓋し、体育の点に於てハ、両宮殿下御養育主任の、従来取り来られる、方法甚だ宜しきを得て、殿下が御発育上、わが貴族社会に於て、多く見ざるの好結果を得たるを悦ぶと共に、今より、猶、其暢びんの欲するの枝を撓め、結バンと欲するの實を摘みて、却て、

〔五十九・ウ〕

其反動の、不幸を見るの過ち無からんを期す。是より、智徳の教育を施し玉ハんとするの今日に於て、深く意を用ふべき所なるべし。

次に、御徳育の点に於ても、先づ、第一に祖宗の神を敬信し、御父母を愛慕し玉ふの状より、其侍臣を慈しませ

〔六十・オ〕

玉ふの御心を、其極めて、其幼稚の頃に於て、養ひ奉られんこと、亦甚だ其可なるを信ず。

尚今より進んで、智徳体の教育、相合ひ、  
相俟ちて、以て、大器晩成の效果を見奉らん  
こと、歌子が切に熱望して止まざる所なりと  
す。

「(六十・ウ)

「(裏見返し)

「(裏表紙)